

合衆国憲法における司法権の優越

——議会権限についての通説への歴史に基づく挑戦——

アレックス・グラスハウザー*

共訳 佐藤 信行**

久保 眞希***

〈注記——訳出に際して〉

ここに訳出したのは、ウォッシュバーン大学法科大学院（アメリカ合衆国カンザス州）の Alex Glashausser 教授が、2009年6月20日に、中央大学市ヶ谷キャンパスで行った講演（日本比較法研究所スタッフセミナーを法科大学院生にも開放したもの。）“Judicial Supremacy Under the U.S. Constitution: A Historical Challenge to the Orthodox View of Congressional Power”である。

同教授は、アメリカ合衆国憲法第3編（Article III）に定める連邦裁判所、とくに連邦最高裁判所の権限について、これを連邦議会が統制できるとする通説を否定する立場から、連邦制定会議における議論を丹念に検討することにより、別の解釈を提示している。周知のように、アメリカ合衆国憲法第3編は、日本国憲法の定める司法権概念の母法であり、その意味からもこの講演は、極めて興味深いものである。もちろん、連邦制を前提としない日本国憲法においては、全く同様の議論はなしえないとしても、そもそも司法権概念自体とその及ぶ範囲という考え方を改めて整理する必要がある、という内容を含む同教授の主張は、大変示唆に富む点を含んでいることから、ここに改めて訳出することにしたものである。

講演をいただき、また訳出にご同意いただいた、Glashausser 教授に対して、この機会に、改めて御礼を申しあげる。（佐藤信行）

-
- I はじめに
 - II 第3編についての二つの見解
 - III 例外条項の曖昧さ
 - IV 例外条項の起草史
 - V 例外条項の解釈における通説の影響
 - VI 憲法の批准
 - VII おわりに

* Alex Glashausser, Professor of Law, Washburn University School of Law, Topeka, Kansas, U.S.A.

** 中央大学法科大学院教授

*** 中央大学大学院法学研究科博士後期課程在学中

I はじめに

近時の連邦議会制定法である2005年被拘禁者取扱法は、そのなかで次のように定めていた。「敵性戦闘員として拘束することが適当であると合衆国により決定され、合衆国によって拘束を受けている外国人によってなされた人身保護令状の申請については、いかなる裁判所も裁判官も管轄権をもたない……」¹⁾。この法律は、ブッシュ大統領の「テロとの戦い」を支援するための議会の努力の一部であった。

2008年6月、連邦最高裁判所は、*Boumediene v. Bush* 判決において、本法は、憲法に反して人身保護令状の差し止めを行っているとは判示した²⁾。このように、論点を絞りこむことによって、連邦最高裁判所はもうひとつの問題に対応する必要性を回避した。すなわち、連邦議会が、連邦裁判所の管轄権を制限することができるかという問題である。

ほとんどの人が、この問いに対して、「当然である」と答えるであろう。この点に直接関わる判決はほとんどないが、連邦最高裁判所は、これを肯定していると思われる。2005年、連邦最高裁判所は、「制定法が授権したものを除き、連邦裁判所は管轄権を有しないという根本原則」³⁾を述べた。また、古くは1779年には、Samuel Chase 裁判官が、「司法権の帰趨は、議会によって決せられる」⁴⁾ということが、政治的な真実であると述べていた。

被拘禁者取扱法は、連邦議会が、連邦裁判所の管轄権を制限しようとした試みの、最新のものであるにすぎない。近時の法案には、次のような他の例がみられる。すなわち、結婚防衛法⁵⁾の合憲性を争う事件においてはすべて、連邦最高裁判所の管轄権が排除されるとしたもの（これは、2004年に下院を通過した）、「忠誠の誓い」⁶⁾に関して同じことをしようとしたものである。

これら法律と法案には、すべて連邦議会が連邦裁判所の管轄権を統制することができるという前提がある。合衆国憲法のいくつかの原則に照らしてみると、この前提は、驚くべきものとなろう。すなわち、連邦政府が、権限分立に基づいているという与件の下で、議会はどのように司法部の権限を排除することができるのだろうか？ 連邦最高裁判所が「司法審査」権を有しており、かつ、連邦議会が、その立法を争う連邦最高裁判所の審理を停止させることができるという条件の下で、連邦最高裁判所はどのようにして連邦議会制定法の合憲性を実効的に確保できるのだろうか？ 合衆国憲法の起草者た

ちは、州裁判所の偏向を懸念し、よって人々の連邦法上の権利を保護するために、連邦裁判所を設置したと考えるならば、どのようにして、連邦議会が、合衆国憲法に抵触することなく、これら連邦裁判所の管轄権を奪い取ることができるのだろうか？ 私は、前提自体が間違っていると考える。

II 第3編についての二つの見解

合衆国憲法第3編の三つの条項が、この論点に関係している。

授權条項：「合衆国の司法権は、1つの最高裁判所、および、連邦議会が、随時制定し設立する下位裁判所に属する。」⁷⁾

範囲条項：「合衆国の司法権は、〔9種類の事件および争訟〕に及ぶ。」⁸⁾

第一審及び上訴管轄権（並びに例外）条項：「〔2種類の〕事例に関しては、最高裁判所は、第一審管轄権を有する。その他の事例では、……最高裁判所は、連邦議会の定める例外の場合を除き、上訴管轄権を有する。」⁹⁾

私の見解を手短かにいえば、第3編（又は合衆国憲法上の他の条項）のなかに、連邦最高裁判所の管轄権を連邦議会が剥奪することを認めるものは、何も見いだせない、ということである。したがって、連邦最高裁判所は、第一審か上訴審のいずれかの形で、範囲条項に掲げられている全ての事件と争訟に対して管轄権を有するのである。

従来的一般の見解は、連邦議会は連邦最高裁判所の上訴管轄権を制限する広範な（限界がない、ということではないにせよ）裁量権を有している、というものであった¹⁰⁾。一般に認められている限界は、次のようなものである。すなわち、(1)合衆国憲法の「外的な」制限に従わなければならないこと。例えば、連邦裁判所の管轄からカトリック教徒を締め出すということは、平等保護条項を侵害することなど¹¹⁾。(2)連邦議会は、合衆国憲法上の請求について、連邦にその処理の場所を設定しなければならないこと¹²⁾。

従来の見解のほとんどは、連邦最高裁判所の上訴管轄権を制限する連邦議会の権限の源について、これを例外条項であるとしている¹³⁾。私は、通説が、この条項を誤解していると考える。私の見解では、この条項は、連邦議会が連邦最高裁判所に対して、いくつかの上訴管轄権を第一審管轄の形に変更する権限を与えるというものであり、かくして、連邦最高裁判所に対して、訴訟過程の早い段階において、事件を審理することを認めるものである。

多くの学者は、例外条項に関する自分たちの解釈は、合衆国憲法の「精神」に反していることを認めている。彼らが指摘するように、合衆国憲法の起草者たちは、連邦司法部を設けるについて二つの主たる理由を有していた。すなわち、連邦権の優位性を確保することと、連邦法の解釈の統一性を確保することである。もし、連邦最高裁判所がその上訴管轄権を失ったら、これらの目標は達成されえないことを、これら学者は認めている¹⁴⁾。連邦議会にとっては、下級裁判所は必ず設置しなければならないものではないが、それをしなければ、多くの連邦問題が州裁判所の手にとり残されることになる（この理由から、連邦最高裁判所の Joseph Story 裁判官は、下級裁判所が必須だと考えていた¹⁵⁾が、それには多くの反対がある。それは、(連邦)下級裁判所について、合衆国憲法第3編が、連邦議会が「設立することができる」と規定しているという理由からである)。

しかしながら、合衆国憲法の「精神」との関係で、問題があることを認めている学者ですら、合衆国憲法の文言は、明確に、連邦議会に対して「例外」を認める裁量権を与えている。それは、連邦最高裁判所の上訴管轄権から事件を除外するという例外である。連邦議会は、あまりに多すぎる「例外」（この言葉自体に、制限という意味が含まれている）を設けてはならないと考える者¹⁶⁾や、憲法という営みにおける連邦最高裁判所の「本質的な役割」を議会が擁護しなければならないと考える学者もいる¹⁷⁾。しかし、こういった細かい点を別にすれば、彼らは、連邦議会の権限は、広範なものだという点で一致しているのである。

Ⅲ 例外条項の曖昧さ

私の見解では、合衆国憲法の文言は、曖昧なものである。例外条項を解釈するとき、多くの学者は、それを含む一文だけに着目する¹⁸⁾。私は、二つの文を合わせて読む。一つは、第一審管轄権にかかる文、もう一つは、上訴管轄権にかかる文である。私は、これら二つの文を含む段落が、極めて明確に私見を支持するものといえる、とは考えていない。ここで私見とは、例外条項が連邦議会に認めているのは、上訴管轄から第一審管轄への移動のみだということである。しかし、この私の解釈は、この曖昧な文言から認められる二つのうちの一つなのである。私の読み方は、合衆国憲法の本質と一致するものであり、そして、最も重要なことには、憲法制定史からみて必然なのである。

文言の曖昧さを説明するために、ここで私に、法律以外の例を使わせてもらいたい。あるベビーシッターに与えられた次のような指示を考えてみよう（第3編の文言と重ね合

わせてみる)。

夕食時,	子どもは、温かいものを食べる。	その他の食事のとき,	子どもは、冷たいものを食べる。	あなたが定める例外を伴う,
(2種類の) 事件では,	連邦最高裁判所は、第一審管轄権を有する。	前に述べた以外のすべての事件では,	連邦最高裁判所は、上訴管轄権を有する。	連邦議会が定める例外を伴う,

ベビーシッターは、どのような「例外」をなしうるだろうか。私は、(夕食以外の食事は通常、冷たいものであるが、)それを冷たい料理から温かい料理へ変更することが許されていると確信している。この文脈において、ベビーシッターが、食事をまるまる取り上げてしまうという「例外」を設けるという選択が、合理的な解釈だとは考えない。この指示書は、当然ではあるが黙示の原則、すなわち、子どもは食事時には食事をするという、に照らして読まれなければならないのである。

同様に、第3編についていえば、私は、上訴管轄(冒頭のリストに掲げられた事件ではない事件については、標準的な管轄権であるもの)から、第一審管轄への変更が認容されるものと確信している。この文脈のなかで、ある種の事件に関して、管轄権そのものを排除することによって、議会が「例外」を設ける選択をすることができるという解釈を支持しない。この文章は、他の憲法原則に照らして読まれなければならない。すなわち、連邦最高裁判所に与えられている司法権は、範囲条項に掲げられている事件に「及ぶ」という原則である。

要するに、連邦議会が決めるべき問題は、連邦最高裁判所が、ある種の事件を審理するかどうかではない。それは、子どもが食事をするかどうかという問題ではないのと同じことである。問題は、「どのようにして」ということなのである。すなわち、子どもにとっては食べ物か温かいか冷たいかということであり、連邦最高裁判所にとっては、事件を第一審として審理するのか、上訴審として審理するのかということである。これらの文において、「例外」という言葉は、「食べ物」や「管轄権」という単語と結びつくのではなく、「冷たい」や「上訴」という言葉と結びついているのである。

IV 例外条項の起草史

もし上のことが第3編の起草者たちが意図していたことだとするならば、なぜ彼らは

その意図をよりはっきりと表現しなかったかが問われよう。私は、(合衆国憲法、さらには、ほとんどの法的文書はそうなのであるが) 最終的な言葉遣いは、ある程度曖昧なものであることを認める。しかし、この曖昧さ故に、問題となっているこの段落の起草過程を詳細に検討することになるのである。その歴史は、私の提案する解釈が起草者たちの考えていたことと完全に一致することを明らかにする。彼らは、その文言が、どのように誤って解釈されることになるかということに、おそらく気付いてすら、いなかったのである。

私の解釈は、連邦議会は、連邦最高裁判所の第一審管轄権を拡張しえないとした有名な判決、*Marbury v. Madison* とは一致しない¹⁹⁾。同事件における Marshall 裁判官の意見については、それを説明する多くの要因要素があるが、そのなかで合衆国憲法の起草史は、当時は用い得なかったものである。しかし、今日であれば、例外条項の目的を理解するうえで、非常に役に立つものなのである。

私が、例外条項のなかで見だし、またベビーシッターの例のなかで見だした意味を、もっとはっきりと伝えることができる言語で起草しようとするなら、「とする (shall be)」というフレーズが用いられるだろう。すなわち、食べ物は、温かいもの、又は冷たいもの「とする」とか、連邦最高裁判所の管轄権は、第一審管轄権又は上訴管轄権「とする」ということである。これがまさに、例外条項は、当初、どのように表現されていたのかということを示している。

A. 詳細検討委員会の起草および編集作業

例外条項が導入されたとき、それに先行する範囲条項は、「司法権」について事件を列挙するもの（最終版ではそうなっている）ではなく、「連邦最高裁判所の管轄権」についてこれを行うものであった。例外条項の最初の草案は、次のようになっていた²⁰⁾。

「この最上位管轄権は、立法府がそれを第一審とする場合を例外として、上訴審のみとする。」 (“[T]his supreme jurisdiction *shall be* appellate only, **except** in those instances, in which the legislature shall make it **original**.”)

この一文は、明らかに管轄権がとる形式について定めているのであって、管轄を排除する立法権について定めているのではない。

第二草案は、同じ考えに基づき二つの文に編集しなおした²¹⁾。

「(3種類)の事件について、この管轄権は、第一審となる。その他の、すべての事件においては、……議会が定める例外を伴い、上訴審となる。」(“in [three types of] Cases..., this Jurisdiction *shall be original*. In all the other Cases..., *it shall be appellate*, with such **Exceptions**... as the Legislature shall make.”)

第二草案は、条文を二つに分割することによって、解釈者を混乱させ、例外条項があたかも第一審管轄権条項とは関係がないように読まれることになったのである。もっとも顕著なのが Akhil Amar であり、彼は、連邦裁判所の第一審管轄権を拡張させるための連邦議会の権限が、(第一草案では明らかだが)この第二草案では「消え失せた」と記している²²⁾。しかし、この主張は信頼できない。両方の草案は、フィラデルフィア憲法制定会議が、作業中の合衆国憲法法典のなかへ一般決議を具体化することを託した、5人からなる「詳細検討委員会」の作業成果であった²³⁾。少なくとも、委員会メンバーのうち2人が、第一草案に従事し、同委員会は、本会議へ第二草案を報告することに同意している。二つの草案は、同じ考えを含んでおり、両者の違いは、第二草案が、連邦最高裁判所に関して、憲法上の事項として、3種類の事件について第一審管轄権を挿入したことである。この条文が、二文に分けられている理由については推測するしかないが、一番あり得る説明は、3種類の事件を付け加えたので、条文を分割しなければ扱いくいだろうというものである。それにもかかわらず、この一對の文の明らかな興味関心は、なおも管轄権の形式にあるのであって、決して最高裁判所が管轄権を有するかどうかではない。

B. 憲法制定会議の編集作業

合衆国憲法が署名される三週間前、代表者たちは、範囲条項を編集して、事件 (cases) を「連邦最高裁判所の管轄権」ではなく、「司法権」に係らせる表現に行き着いた²⁴⁾。かくして、下級審裁判所が創設されるのであれば、この条項の射程内に入ることが明らかになったのである。だが、第一審管轄権条項中の「この管轄権は」というフレーズはもはや意味をなさないという起草上の問題が生じた。何人かの代表者たちは、連邦最高裁判所の管轄権への言及全部について、今や、司法権へ変更されるべきではないかと考えた²⁵⁾。曖昧さを解消するために、憲法制定会議は、再度、若干文章を書き換えた。

第3編に多くの小さな変更を加えていたある日、代表者たちは、第一審管轄権条項

を次のように編集した（付け加えた箇所にはアンダーラインを引き、削除した部分は抹消する）²⁶⁾。

（3種類の）事件においては、この管轄権連邦最高裁判所は、第一審管轄権でなくてはならないを有する。その他すべての事件に関しては、……それは、議会在定める各例外を伴い、上訴管轄である……。 (in [three types of] Cases... this jurisdiction the Supreme Court shall be have original Jurisdiction. In all other Cases..., it shall be appellate..., with such **Exceptions**... as the Legislature shall make.)

この編集は、「この管轄権」問題を解決した。この変更は、憲法制定会議で手続きの詳細なメモをとっていた James Madison ですら記録しなかったほど、小さなものであった。しかし、もう一つの起草上の問題が残された。すなわち、上訴管轄権条項中の「それは」が、意味を失ったのである。

その翌日、代表者たちは、その問題を次のような編集で解消した²⁷⁾。

（3種類の）事件においては、……連邦最高裁判所は、第一審管轄権を有する。その他すべての事件に関しては、……それは連邦最高裁判所は、上訴となる。議会在定める各例外を伴い、上訴審管轄権を有する。 (in [three types of] Cases..., the Supreme Court shall have original jurisdiction. In all the other Cases..., it the Supreme Court shall be have appellate jurisdiction..., with such **Exceptions**... as the Legislature shall make.)

Madison は、今回は、「『それは』が、連邦最高裁判所を指すのか、司法権を指すのかという曖昧さを回避するために」この編集がなされた、という記録を残している²⁸⁾。範囲条項を「連邦最高裁判所の管轄権」から「司法権」へ改めたことによって生じたこの問題は、こうして解決されたのである。

不幸にも、新しく未踏な問題が、第一審管轄権条項と上訴審管轄権条項に生じてしまった。すなわち、二つの「とする (shall be)」という部分が、「有する (shall have)」に変わったために、後に、これらの条項が連邦最高裁判所の有している管轄権の「形式」ではなく、管轄権を「有すること」に着目して解釈されることとなるという問題である。その結果、通説の下においては、連邦議会は、単に連邦最高裁判所の上訴事件管轄を第一審事件管轄に移すことを越えて、その管轄権全てを奪うことも認めるものとして、例外条項を運用できるのである。

V 例外条項の解釈における通説の影響

私の見解では、連邦議会がなしうるのは、連邦最高裁判所の管轄権全体に対して「例外」を設けることではなく、管轄権の上訴部分についてこれを行うことである。このように「例外」権限をみることによって、第3編の他の部分が完全な意味をもつ。授權条項は、連邦最高裁判所に司法権を付与する。範囲条項は、裁判所が司法権を行使することができる事件を列挙する。そして例外条項は、連邦議会に対して、連邦裁判所の管轄権を剥奪することを認めるものではなく、事件を第一審管轄に移すことによって連邦裁判所の権限拡大を認めているものなのである。

通説の下では、範囲条項の下で、連邦最高裁判所に「付与され」ている「司法権」が「及ぶ」事件について、連邦議会がいかにして、連邦最高裁判所の管轄権を剥奪しうるかが説明されなければならない。理論的には、例外条項については、範囲条項が付与しているとみえる司法権を剥奪否定しうるもの、ということが可能である。もっとも、この主張をする学者は、ほとんどいない。通説の学者は、範囲条項というものは、実のところ、いかなる事件に関しても連邦最高裁判所に対して管轄権を付与しているものではない、と主張するのが一般的である。

その主張には、3つのバリエーションがある。一つは、範囲条項は「管轄権」ではなく、「司法権」にかかるものであるから、例外条項下で管轄権を抑制しても、範囲条項となんら矛盾しないというものである²⁹⁾。もう一つは、範囲条項中の「shall」という文言は、義務的ではないがゆえに、司法権は、列挙されている事件のすべてに及ぶ必要はないというものである³⁰⁾。最後に、一般に広く認められている議論は、「及ぶ(extend)」という文言は、権限の付与よりも弱い何かを示すものであって、連邦議会は、ある上限値まで管轄権を付与する必要はなく、付与することができるという意味を伝えているに過ぎないというものである³¹⁾。これらは、憲法起草者たちが意図したものと異なる例外条項の読み方を支持するための、不自然な努力である。私の例外条項の読み方では、範囲条項（これは連邦議会に全く言及していない）は、連邦議会が管轄権を付与する権限を認めたものではなく、自然と連邦裁判所に管轄権を付与するものと読まれることになる。

VI 憲法の批准

例外条項の起草史がこのように明らかであるのに、我々はどのようにして、現在の混乱状況、すなわち、多くの人々が、連邦議会は、連邦最高裁判所の上訴管轄権を剥奪できる広範な権限を有していると考えような混乱状況に陥ったのであろうか？ その答えは、批准プロセスにある。合衆国憲法は、署名された後、各州の批准に付された。連邦主義者（批准支持）と反連邦主義者（批准反対）との間で、政治論争が発生したのである。主たる論争点の一つは、新しく提案されている連邦司法部が、州裁判所、とりわけそこでの民事陪審による事実認定を「侵害する」かどうかであった。反連邦主義者の懸念を和らげるために、多くの連邦主義者は、連邦議会が連邦の管轄権の範囲を注意深く調整することで、侵害を避けることができるということをパブリックコメントで示唆したのである³²⁾。憲法制定会議の記録は、数十年後まで開示されることはなかったが、そのときまでには、連邦裁判所に対する連邦議会の統制という考え方は、アメリカ法思想のなかに、確固として根付いていたのである。

VII おわりに

ここにおいて、重要な問題が生じる。すなわち、起草者が、ある一つの解釈を示している場合において、異なった解釈に基づいて憲法批准に投票するよう説得された州の政治家が存在したとき、どちらの解釈が力を持つべきなのだろうか？ これは、今論じている範囲を超える問題である。しかし、被拘禁者取扱法のように、連邦最高裁判所にある種の事件に関する審理をさせないようにする制定法が、将来さらに登場するであろうことを理解しておくことは重要である。そして、連邦議会が連邦最高裁判所の管轄権を広範に統制しうる、という一般的に認められている前提は、あやふやな根拠に基づいたものであるということを認識しておくことが、重要なのである。

注

- 1) 28 U.S.C. § 2241(e)(1) (Codifying Detainee Treatment Act of 2005, Pub. L. No. 109-148, 119 Stat. 2739 § 1005(e)(1) (2005)).

- 2) 128 S. Ct 2229, 2240 (2008).
- 3) *Exxon Mobil Corp. v. Allapattah Servs., Inc.*, 545 U.S. 546, 553 (2005).
- 4) *Turner v. Bank of N. Am.*, 4 U.S. (4 Dall.) 8, 9 (1799) (Chase, J.).
- 5) H.R. 1269, 111st Cong. § 2(a) (2009); *see also* Defense of Marriage Act, 28 U.S.C. § 1738C. (ある州で同性間の関係を婚姻と認めている法律があっても、他州にはそれを認める義務はない。)
- 6) Pledge Protection Act of 2007, H.R. 699, 110th Cong. § 2 (2007).
- 7) U.S. CONST. art. III, § 1.
- 8) *Id.* art. III, § 2.
- 9) *Id.*
- 10) *See* Gerald Gunther, *Congressional Power to Curtail Federal Court Jurisdiction: An Opinionated Guide to the Ongoing Debate*, 36 STAN. L. REV. 895, 908 (1984); John Harrison, *The Power of Congress to Limit the Jurisdiction of Federal Courts and the Text of Article III*, 64 U. CHI. L. REV. 203, 206 (1997); Peter J. Smith, *Textualism and Jurisdiction*, 108 COLUM. L. REV. 1883, 1894 (2008); Julian Velasco, *Congressional Control over Federal Court Jurisdiction: A Defense of the Traditional View*, 46 CATH. U. L. REV. 671, 763 (1997).
- 11) Paul M. Bator, *Congressional Power over Jurisdiction of the Federal Courts*, 27 VILL. L. REV. 1030, 1034 (1982); *see also* Charles E. Rice, *Congress and the Supreme Court's Jurisdiction*, 27 VILL. L. REV. 959, 981 (1982). (バプテスト派に係る連邦管轄を否定することは、合衆国憲法第一修正に違反すると主張している。)
- 12) *E.g.*, Lea Brilmayer & Stefan Underhill, *Congressional Obligation to Provide a Forum for Constitutional Claims: Discriminatory Jurisdictional Rules and the Conflict of Laws*, 69 VA. L. REV. 819, 821-22 (1983); Lawrence Gene Sager, *Constitutional Limitations on Congress' Authority to Regulate the Jurisdiction of the Federal Courts*, 95 HARV. L. REV. 17, 67 (1981).
- 13) *See* Charles L. Black, Jr., *The Presidency and Congress*, 32 WASH. & LEE L. REV. 841, 842, 845 (1975); Joseph Blocher, *Amending the Exceptions Clause*, 92 MINN. L. REV. 971, 1003 (2008); Evan Tsen Lee, *Deconstitutionalizing Justiciability: The Example of Mootness*, 105 HARV. L. REV. 603, 608-09, 612-13 (1992); Martin H. Redish, *Congressional Power to Regulate Supreme Court Appellate Jurisdiction Under the Exceptions Clause: An Internal and External Examination*, 27 VILL. L. REV. 900, 901 (1982).
- 14) *E.g.*, Oversight Hearings to Define the Scope of the Senate's Authority Under Article III of the Constitution to Regulate the Jurisdiction of the Federal Courts, May 20, 1981, Sen. Comm. On Judiciary, Subcomm. On Constitution, 97th Cong., 1st Sess., 36 (statement of Paul M. Bator) (「憲法起草者たちは、…連邦法の統一と権威ある公定解釈を行う権限をもった連邦裁判所が存在することになる、と考えた。[ある制定法が、]憲法訴訟の重要なカテゴリーに係る連邦最高裁判所の上訴管轄権を否定する場合、…それが、たとえ憲法の文言を侵害するものでないとしても、重大な意味をもつ、憲法の精神を侵害することになろう。」); *see also* Bator, *supra* note 11, at 1039. (連邦議会は、連邦最高裁判所の上訴管轄権を制限しうるが、それをすべきではないという見解を示す。)
- 15) *Hunter v. Martin's Lessee*, 14 U.S. (1 Wheat.) 304, 330-41 (1816) (Story, J.); 3 JOSEPH STORY, COMMENTARIES ON THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES § 1587 (1833). (「連邦議会は、いくつかの下級裁判所を設立することを義務づけられている。この下級裁判所には、合衆国憲法の下で、連邦が排他的な管轄権を有し、かつ、連邦最高裁判所が第一審として扱えない管轄が付与される。」)
- 16) *E.g.*, Leonard G. Ratner, *Congressional Power over the Appellate Jurisdiction of the Supreme Court*, 109 U. PA. L. REV. 157, 170-71 (1960); Lawrence Gene Sager, *Constitutional Limitations on Congress' Authority to Regulate the Jurisdiction of the Federal Courts*, 95 HARV. L. REV. 17, 44 (1981); Laurence H. Tribe, *Jurisdictional Gerrymandering: Zoning Disfavored Rights Out of the Federal Courts*, 16 HARV. C.

- R.-C. L. L. REV. 129, 135 (1981).
- 17) Henry M. Hart, Jr., *The Power of Congress to Limit the Jurisdiction of Federal Courts: An Exercise in Dialectic*, 66 HARV. L. REV. 1362, 1365 (1953); Leonard G. Ratner, *Congressional Power over the Appellate Jurisdiction of the Supreme Court*, 109 U. PA. L. REV. 157, 161, 202.
 - 18) *E.g.*, RAOUL BERGER, CONGRESS V. THE SUPREME COURT 285 (1969); Joseph Blocher, *Amending the Exceptions Clause*, 92 MINN. L. REV. 971, 1003-04 (2008).
 - 19) 5 U. S. (1 Cranch) 137, 174-75 (1803).
 - 20) 4 THE RECORDS OF THE FEDERAL CONVENTION OF 1787, at 37 (Randolph draft), 48; 2 *id.* at 137 (Randolph draft), 147 (Max Farrand ed., 1966) [hereinafter RECORDS].
 - 21) 2 *id.* at 163 (Wilson draft), 173.
 - 22) Akhill Reed Amar, *A Neo-Federalist View of Article III: Separating the Two Tiers of Federal Jurisdiction*, 65 B.U. L. REV. 205, 214 n.39 (1985).
 - 23) 2 RECORDS, *supra* note 20, at 116 (July 26), 117 (journal), 128 (Madison's notes); *see also* 2 *id.* at 97 (July 24), 97 (journal), 106 (Madison's notes) (describing composition of committee).
 - 24) 2 *id.* at 422 (Aug. 27), 425 (journal), 431 (Madison's notes).
 - 25) *See id.* (連邦最高裁判所の管轄権への言及が、今やすべて司法権に置き換えられているという間違った前提で、「それ it」の代わりに「司法権 the judicial power」を用いるとの動議が記録されている。) 2 *id.* at 434 (Aug. 28), 437 (Madison's notes) (noting confusion).
 - 26) 2 *id.* at 422 (Aug. 27), 425 (journal).
 - 27) 2 *id.* at 434 (Aug. 28), 434 (journal), 437-38 (Madison's notes).
 - 28) 2 *id.* at 434 (Aug. 28), 437 (Madison's notes).
 - 29) *E.g.*, James S. Liebman & William F. Ryan, "Some Effectual Power": *The Quantity and Quality of Decisionmaking Required of Article III Courts*, 98 COLUM. L. REV. 696, 708, 751-52 (1998); Daniel J. Meltzer, *The History and Structure of Article III*, 138 U. PA. L. REV. 1569, 1573-74 n. 14 (1990).
 - 30) *E.g.*, MARTIN H. REDISH, FEDERAL JURISDICTION: TENSIONS IN THE ALLOCATION OF JUDICIAL POWER 37-38 (2d ed. 1990); Harrison, *supra* note 10, at 212, 217.
 - 31) *E.g.*, Harrison, *supra* note 10, at 212; Nicholas Quinn Rosenkranz, *Executing the Treaty Power*, 118 HARV. L. REV. 1867, 1896 (2005).
 - 32) 2 THE DEBATES IN THE SEVERAL STATE CONVENTIONS ON THE ADOPTION OF THE FEDERAL CONSTITUTION 486 (Dec. 7, 1787), 488 (James Wilson) (Jonathan Elliot ed., 2d ed. 1836); 3 *id.* at 194 (June 10, 1788), 205 (Edmund Randolph); 3 *id.* at 531 (June 20, 1788), 534 (James Madison); 3 *id.* at 505 (June 18, 1788), 519 (Edmund Pendleton); *see also* THE FEDERALIST NO. 81, at 490 (Alexander Hamilton) (Clinton Rossiter ed., 1961).